

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定

日本国及びアンゴラ共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一章 投資

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

- (i) 企業及び企業の支店
- (ii) 株式、出資その他の形態の企業の実分
- (iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証券
- (iv) 先物、オプションその他の派生商品
- (v) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
- (vi) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (vii) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）
- (viii) 法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採

掘のための権利を含む。)

(ix) 他の全ての資産(有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。)及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(b) 「投資に関する合意」とは、一方の締約国の中央又は地方の政府又は当局と他方の締約国の投資家又はその投資財産であつて当該一方の締約国の区域にある企業であるものとの間の書面合意であり、当該投資家又は当該投資財産が当該一方の締約国における投資財産の設立又は取得に当たり依拠するものという。

注釈 「書面合意」とは、両当事者によつて作成される書面による合意であつて、当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、第二十四条11(b)の規定に基づく準拠法により当該両当事者に対して拘束力を有するもの(単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。)をいう。この場合において、

- (i) 行政当局若しくは司法当局の一方的な行為（例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許又は承認）又は政令、命令若しくは判決のみをもって、書面合意であるとはされない。
 - (ii) 行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面合意であるとはされない。
- (c) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。
- (i) 締約国の法令によりその国籍を有する自然人
 - (ii) 締約国の企業
- (d) 「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。
- (e) 「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される企業をいう。
- (f) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の

処分をいう。

(g) 「区域」とは、それぞれの締約国について、当該締約国の領域並びに当該締約国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(h) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(i) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(j) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(k) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(l) 「申立人」とは、一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。

(m) 「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。

(n) 「一方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。

- (o) 「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。
- (p) 「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。
- (q) 「ICSID」とは、投資紛争解決国際センターをいう。
- (r) 「ICSID追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。
- (s) 「ICSID追加的制度仲裁規則」とは、ICSID追加的制度規則に従って行われる仲裁手続に適用する規則をいう。
- (t) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。
- (u) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。
- (v) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

第二条 内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、一方の締約国が、自国の区域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第三条 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 この条に規定する待遇には、国際協定に規定する国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。

第四条 一般的待遇

一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

第五条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為

替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g) 特定の国籍を有する自然人を役員、理事又は取締役任命すること。

(h) 当該投資家と自国の区域内の自然人又は企業との間で任意に締結されるライセンス契約（既に締結されたものかどうかを問わない。）について次の事項を採用すること。ただし、当該一方の締約国が政府の権限の行使として、次の事項の要求を課し、又は次の事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。

(i) 当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額

(ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

注釈 この(h)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。

- (i) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は企業に移転すること。
 - (j) 自国の区域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
 - (k) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。
 - (l) 自国の区域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
 - (m) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。
- 2 いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。
- (a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
 - (b) 自国の区域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。
 - (c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

- (d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
 - (e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。
- 3
- (a) 2のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に
関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域において、生産拠点を設け、サービス
を提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を
行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。
 - (b) 1(h)及び(i)の規定は、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が1
(h)又は(i)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合
には、適用しない。
 - (c) 1(i)の規定は、貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求で
ある場合には、適用しない。
 - (d) 2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特惠的な関税又は特惠

的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第七条 適合しない措置

1 第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書Iの各締約国の表に記載するもの

(i) 締約国の中央政府

(ii) 日本国の都道府県又はアンゴラ共和国の州若しくは市

(b) (a)(ii)に規定する都道府県又は州若しくは市以外の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

(c) (a)及び(b)に規定する適合しない措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する適合しない措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条、第三条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 いずれの一方の締約国も、附属書Ⅱの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に（例外的な状況においてはその後できるだけ限り速やかに）、次のことを行う。

(a) 当該改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること。

(b) 他方の締約国の要請があった場合には、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国と

誠実に協議を行うこと。

5 各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

6 第二条及び第三条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱い（貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定するもの）の対象となるいかなる措置についても、適用しない。

7 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第八条 透明性

1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該

他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるもの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条 公衆による意見提出の手續

各締約国は、緊急の場合又は純粹に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十一条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方

の締約国の国籍を有する自然人、当該他方の締約国の企業が雇用する従業員並びに当該他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十二条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 2から5までの規定に従って行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
- (d) 正当な法の手続に従って実施するものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の際における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られる

ことにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。

4 支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であって、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。

5 締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する利子を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a) 収用の日における公正な市場価格であって、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b) 収用の日から支払の日までに発生した利子であって、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

6 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財

産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、適用しない。

第十三条 争乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域における緊急事態（例えば、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事件）により、自国の区域にある投資財産に関連する損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるとする。

3 いずれの締約国も、第十六条2の規定に従ってとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。

第十四条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十五条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

(a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
 - (c) 契約に基づいて行われる投資財産に関連する支払（融資の返済を含む。）
 - (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
 - (e) 当該一方の締約国の区域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬
 - (f) 第十二条及び第十三条の規定に従って行われる支払
 - (g) 紛争の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。
- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
 - (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引

(c) 刑事犯罪

(d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十六条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の区域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。

(a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2 第十三条3の規定に従うことを条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。この措置には、次の措置を含む。

(i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

3 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。

4 各締約国は、2の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合であっても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第十七条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転（第十五条に規定する資金の移転を含む。）について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合

(b) 資本の移動が経済全般の運営、特に金融政策及び為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合

2 1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。
- (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
- (c) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (d) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。
- (e) 他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。
- (f) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 一方の締約国は、1の規定に基づく措置を採用した場合において、他方の締約国の要請があったときは、自国が採用した制限の見直しのため、当該他方の締約国と協議を開始する。

第十八条 信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、

又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。)をとることを妨げられない。

- 2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十九条 知的財産権

- 1 両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。

- 2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

- 3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約

国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十条 租税に係る課税措置

1 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

2 第二条及び第三条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

第二十一条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として当該措置又は当該基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十二条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約

国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国又は自国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

3 この条の規定の適用上、

(a) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によつて「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当

該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二章 紛争解決

第二十三条 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、紛争ごとに次の方法によつて構成する。各締約国は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民であつてもならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。

3 2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかつた場合には、いずれの締約国も、別段の合

意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。

4 仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従って紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十四条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。

2 一方の紛争当事者が、協議及び交渉によって投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次

のことは行うことができる。

(a) 自己のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i) 被申立人が次のいずれかに違反したこと。

(A) 前章の規定に基づく義務

(B) 当該申立人が当事者である投資に関する合意

(ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。

(b) 当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i) 被申立人が次のいずれかに違反したこと。

(A) 前章の規定に基づく義務

(B) 当該企業が当事者である投資に関する合意

(ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

3 申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのよ

うな付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

- (a) 当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業の名称、住所及び設立場所
 - (b) 各請求について、違反があったとされる前章の条項又は投資に関する合意の条項その他関連する条項
 - (c) 各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠
 - (d) 当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算
- 4 申立人は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。
- (a) ICSID条約による仲裁。ただし、両締約国がICSID条約の当事国である場合に限る。
 - (b) ICSID追加的制度規則による仲裁。ただし、次のいずれかの場合に限る。
 - (i) いずれの締約国もICSID条約の当事国でない場合
 - (ii) いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合

(c) U N C I T R A L 仲裁規則による仲裁

(d) 紛争当事者が合意する場合には、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁

5 この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。

(a) 申立人による仲裁の請求であつて、I C S I D 条約第三十六条1に規定するものをI C S I D 事務局長が受領した時

(b) 申立人による仲裁の請求であつて、I C S I D 追加的制度仲裁規則第二規則に規定するものをI C S I D 事務局長が受領した時

(c) 申立人による仲裁に関する通知であつて、U N C I T R A L 仲裁規則第三条に規定するものを、U N C I T R A L 仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時

(d) 4 (d)の規定により他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、申立人による当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。

(a)及び(b)に規定する仲裁の請求並びに(c)及び(d)に規定する仲裁に関する通知は、以下「仲裁の通知」と

いう。

6 各締約国は、この協定の規定に従ってこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。2 (a) (i) (B) 又は (b) (i) (B) の規定に従って請求が付託される場合において、投資に関する合意が紛争解決の場を指定する規定を定めるときは、当該規定は、当該投資に関する合意の違反を主張する請求について前段に規定する同意の取消し又は排除と解してはならない。

7 6 の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2 の規定によって申し立てられる違反が発生したこと及び2 (a) の規定によって付託する請求の場合には申立人、2 (b) の規定によって付託する請求の場合には2 (b) に規定する企業が損失又は損害を被ったことを知った又は知るべきであった最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

8 この条の規定による仲裁への請求の付託は、次のいずれかの場合に該当するときを除くほか、行うことができない。

- (a) 2 (a) の規定によって付託する請求については、次の条件を満たす場合
 - (i) 申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。

(ii) 申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(a)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

(b) 2(b)の規定によって付託する請求については、次の条件を満たす場合

(i) 申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。

(ii) 申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(b)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

9 8(a)(ii)又は(b)(ii)の規定に従って行われる放棄は、仲裁廷が3、4、7若しくは8に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。

10 8(a)(ii)及び(b)(ii)の規定にかかわらず、申立人又は2(b)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行

政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。

11 (a) 仲裁廷は、2 (a) (i) (A) 又は (b) (i) (A) の規定により請求が付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案について決定する。

(b) 仲裁廷は、2 (a) (i) (B) 又は (b) (i) (B) の規定により請求が付託される場合には、次のものを適用する。

(i) 関連する投資に関する合意に規定する法規その他紛争当事者が合意する法規

(ii) 法規が規定されていない場合その他紛争当事者により合意されていない場合には、被申立人の法令（法の抵触に関する規則を含む。）

12 被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁の通知（仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

13 非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。

14 被申立人は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する填補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。

15 仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

(a) 被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務又は2(a)(i)(B)若しくは(b)(i)(B)に規定する投資に関する合意に基づく義務に違反したかどうか。

(b) 違反があった場合には、次の救済措置のいずれか一方又は双方

(i) 損害賠償及び適当な利子

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、適用される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

16 15の規定に従うことを条件として、2(b)の規定によって付託する請求の場合には、

(a) 損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(b) 原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(c) 裁定においては、自然人又は企業が救済につき関係法令に基づいて有するいかなる権利にも当該裁定が影響を及ぼすものではないことを定めるものとする。

17 被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとする。ことができる。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c) 関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

18 仲裁地は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国の国内とする。

19 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

第二十五条 文書の送達

1 この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。

- (a) 日本国については、外務省国際法局
- (b) アンゴラ共和国については、外務省国際協力局

2 一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。

3 各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。

第三章 合同委員会

第二十六条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」とい

う。)を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 第七条1の規定に従って維持され、改正され、又は修正された適合しない措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c) 第七条2の規定に従って採用され、又は維持された適合しない措置について、両締約国の投資家にとって良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d) この協定の範囲内の投資に関連する事項であって投資環境の整備に係るものについて情報を交換し、及び討議すること。

(e) 投資に関連するその他の事項であってこの協定に係るものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること

及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6 委員会は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、会合する。

第四章 最終規定

第二十七条 見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 最終規定

- 1 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。

- 2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。
- 3 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の法令に従つて取得されたものについても適用する。
- 4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。
- 5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。
- 6 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十三年八月九日にルアンダで、ひとしく正文である日本語、ポルトガル語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

鈴木徹

アンゴラ共和国のために

テテ・アントニオ

附属書 I 第七条 1(a) に規定する現行の適合しない措置

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務の一部又は全部に服さない当該締約国の現行の措置について、第七条 1(a) の規定に従って記載するものである。

- (a) 第二条（内国民待遇）
- (b) 第三条（最恵国待遇）
- (c) 第六条（特定措置の履行要求の禁止）

注釈 日本国の表の留保事項には、第十六条の規定に基づいて同国がとる措置を含むことがある。

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって、国内

産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて、第七条1(a)の規定に従つて、掲げられた措置について適用しないものを特定する。

(e) 措置。「措置」には、留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置をいい、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(f) 概要。「概要」には、適合しない措置を記載し、又は留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。

3 留保事項の解釈に当たつては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」の事項は、他の全ての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、

(a) 「J S I C」とは、日本国総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

(b) 「CAERev・二」とは、アンゴラ共和国国家統計評議会が二千十四年七月十四日に作成したアンゴラ共和国の経済活動の分類をいう。

日本国の表

一	分野 小分野 産業分類	
	航空宇宙産業	J S I C 一六 化学工業
	航空機製造修理業	J S I C 一八 プラスチック製品製造業（別掲を除く。） J S I C 一九 ゴム製品製造業 J S I C 二一 窯業・土石製品製造業 J S I C 二三 非鉄金属製造業 J S I C 二四 金属製品製造業 J S I C 二五 はん用機械器具製造業 J S I C 二七 業務用機械器具製造業 J S I C 二八 電子部品・デバイス・電子回路製造業 J S I C 二九 電気機械器具製造業 J S I C 三〇 情報通信機械器具製造業 J S I C 三一 輸送用機械器具製造業

二			
分野 小分野 産業分類	概要	措置	関連する義務
農林水産業（植物育成者権） J S I C 〇一一九 その他の耕種農業 J S I C 〇二四三 山林種苗生産サービス業 J S I C 〇四一三 藻類養殖業	1 居住者と非居住者との間の航空機産業に関する技術導入契約は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件に従う。 2 航空機を製造し、又は航空機の修理サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づいて航空機の製造又は修理に関連する工場を設立しなければならない。	航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 特定措置の履行要求の禁止（第六条）	J S I C 三九 情報サービス業 J S I C 九〇 機械等修理業（別掲を除く。） 注 J S I C 一六、一八、一九、二一、二三から二五まで、二七から三一まで、三九又は九〇に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、航空宇宙産業に関連するものに限られる。 内国民待遇（第二条）

関連する義務

J S I C ○四一五 種苗養殖業
内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）

措置
概要

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条（第四号を除く。）

日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。

(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合

(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のUPOV条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のUPOV条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のUPOV条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合

(c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国（その国の国民に対し日本国が植物育成者権その他植物育成者権に関

	三	四
	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置
<p>する権利の享有を認めることを条件として日本国の国民に対し当該保護を認める国を含む。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p>	<p>金融業 銀行業 J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。） J S I C 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇（第二条） 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行の支店が受け入れる預金については、対象としない。</p>	<p>情報通信業 電気通信業 J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七三一 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条</p>

六	五	
分野	概要 措置 関連する義務 産業分類 小分野 分野	概要
鉱業	船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつてその代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。

	七
小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要
J S I C 〇五 鉱業、採石業、砂利採取業 内国民待遇（第二条） 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 日本国の国民又は日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一一 航空運送業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員のお三分の一以上が

八	
分野 小分野 産業分類	
運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。）	<p>(a) から (c) までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が (a) から (c) までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>航空運送事業者が (a) から (d) までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>2 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等は、1 (a) から (c) までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該持株会社等の株式を所有するものからその氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより 1 (d) に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。</p> <p>3 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>4 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>5 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>

九	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	関連する義務 措置 概要
運輸業 航空機登録原簿への航空機の登録 内国民待遇（第二条）	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章</p> <p>1 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>2 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>

	十
措置概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務
<p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章</p> <p>1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p>	<p>運輸業</p> <p>貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）</p> <p>J S I C 四四四一 集配利用運送業</p> <p>J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p>

	十一
概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務
<p>次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 	<p>運輸業</p> <p>貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）</p> <p>J S I C 四四四一 集配利用運送業</p> <p>J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を</p>
	概要

十二	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	運輸業 水運業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港を行ってはならず、日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。	営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 1に掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。
----	---	--	---

アンゴラ共和国の表

一	二	三
分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野
金融サービス 銀行業 C A E R e v ・ 二 K 六 四 一 九 一 銀行サービス 内国民待遇（第二条） 金融機関の一般的な制度に関する法律（二千二十一年五月十九日の法律第十四号）第八十六条 外国の金融機関は、アンゴラ共和国内にあるその支店が負う同国の管轄権の下での義務に責任を有する。	金融サービス 年金基金運用サービス C A E R e v ・ 二 K 六 五 三 〇 〇 年金基金運用サービス 内国民待遇（第二条） 年金基金に関する規則（千九百九十八年八月七日の政令第二十五号）第六条及び第七条 アンゴラ共和国内に本社を有する同国の法人のみが年金基金を運用することを認められる。	金融サービス 保険サービス

四			
産業分類 小分野 分野 産業分類	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="550 616 766 1991"> 産業分類 C A E R e v ・ 二 K 六 五 一 一 〇 生命保険サービス C A E R e v ・ 二 K 六 五 一 二 〇 生命保険以外の保険サービス 内国民待遇（第二条） 保険業及び再保険業法（二千二十二年七月七日の法律第十八号）第二十二條1、第二十八條2 (d)、第三十九條、第四十一條、第四十二條、第百三條及び第百三十七條 1 アンゴラ共和国における保険業及び再保険業は、次の者のみが行うことができる。 (a) アンゴラ共和国内に本社を有する株式会社 (b) アンゴラ共和国の領域外に本社を有する保険会社及び再保険会社の支店であつて、保険業及び再保険業法に従つて許可を与えられたもの 2 外国の保険会社及び再保険会社は、国外において五年間の業務を行った後にアンゴラ共和国内に支店を設立することを認められ、また、同国の企業が業務を行うために必要とされる額を下回らない額の資金をその支店の業務のために配分しなければならない。 3 外国の保険会社及び再保険会社の支店は、保険業及び再保険業法に従つて計算される技術的引当金に相当する資産を保証する義務を負う。 </td> <td data-bbox="766 616 1302 1991"> 産業分類 小分野 分野 産業分類 鈹業 C A E R e v ・ 二 B 〇 八 一 〇 採石業、砂利採取業及び粘土採取業 C A E R e v ・ 二 M 七 一 一 〇 二 エンジニアリング業及び関連する技術（鈹物の探査のためのものに限る。） </td> </tr> </table>	産業分類 C A E R e v ・ 二 K 六 五 一 一 〇 生命保険サービス C A E R e v ・ 二 K 六 五 一 二 〇 生命保険以外の保険サービス 内国民待遇（第二条） 保険業及び再保険業法（二千二十二年七月七日の法律第十八号）第二十二條1、第二十八條2 (d)、第三十九條、第四十一條、第四十二條、第百三條及び第百三十七條 1 アンゴラ共和国における保険業及び再保険業は、次の者のみが行うことができる。 (a) アンゴラ共和国内に本社を有する株式会社 (b) アンゴラ共和国の領域外に本社を有する保険会社及び再保険会社の支店であつて、保険業及び再保険業法に従つて許可を与えられたもの 2 外国の保険会社及び再保険会社は、国外において五年間の業務を行った後にアンゴラ共和国内に支店を設立することを認められ、また、同国の企業が業務を行うために必要とされる額を下回らない額の資金をその支店の業務のために配分しなければならない。 3 外国の保険会社及び再保険会社の支店は、保険業及び再保険業法に従つて計算される技術的引当金に相当する資産を保証する義務を負う。	産業分類 小分野 分野 産業分類 鈹業 C A E R e v ・ 二 B 〇 八 一 〇 採石業、砂利採取業及び粘土採取業 C A E R e v ・ 二 M 七 一 一 〇 二 エンジニアリング業及び関連する技術（鈹物の探査のためのものに限る。）
産業分類 C A E R e v ・ 二 K 六 五 一 一 〇 生命保険サービス C A E R e v ・ 二 K 六 五 一 二 〇 生命保険以外の保険サービス 内国民待遇（第二条） 保険業及び再保険業法（二千二十二年七月七日の法律第十八号）第二十二條1、第二十八條2 (d)、第三十九條、第四十一條、第四十二條、第百三條及び第百三十七條 1 アンゴラ共和国における保険業及び再保険業は、次の者のみが行うことができる。 (a) アンゴラ共和国内に本社を有する株式会社 (b) アンゴラ共和国の領域外に本社を有する保険会社及び再保険会社の支店であつて、保険業及び再保険業法に従つて許可を与えられたもの 2 外国の保険会社及び再保険会社は、国外において五年間の業務を行った後にアンゴラ共和国内に支店を設立することを認められ、また、同国の企業が業務を行うために必要とされる額を下回らない額の資金をその支店の業務のために配分しなければならない。 3 外国の保険会社及び再保険会社の支店は、保険業及び再保険業法に従つて計算される技術的引当金に相当する資産を保証する義務を負う。	産業分類 小分野 分野 産業分類 鈹業 C A E R e v ・ 二 B 〇 八 一 〇 採石業、砂利採取業及び粘土採取業 C A E R e v ・ 二 M 七 一 一 〇 二 エンジニアリング業及び関連する技術（鈹物の探査のためのものに限る。）		

	五
<p>関連する義務 措置</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要</p>
<p>内国民待遇（第二条） 鉱業法（二千十一年九月二十三日の法律第三十一号）第七十七号、第二百八十五号、第三百三十二号及び第三百四十七号 1 零細採掘業（ダイヤモンドの零細採掘業を含む。）の鉱業権は、アンゴラ共和国の国民にのみ与えられる。 2 建設用及び土木用鉱物の探査又は採掘のための鉱業権並びに医療用ミネラルウォーターの探査のための鉱業権は、アンゴラ共和国の国民又は資本の三分の二以上を同国の国民が所有する同国の法人にのみ与えられる。</p>	<p>石油及びガス分野 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 現地調達に関する規則（二千二十年十月二十日の大統領令第二百七十一号）第二条及び第八条から第十一条まで 1 国家開発事業体の関連企業、リスク・サービス契約を有する団体、石油事業の運営においてこれらの企業又は団体と協力する団体並びにアンゴラ共和国で登記された営利企業であって石油及びガス分野にサービス又は物品を供給するものは、同国の国民を雇用しなければならぬ。 2 1に規定する企業又は団体は、研究、開発、技術移転、アンゴラ共和国の労働力の訓練並び</p>

七	六	
分野	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	
漁業	不動産 内国民待遇（第二条） アンゴラ共和国憲法第九十八条 土地法（二千四年十一月九日の法律第九号）第三十五条 1 私有地の所有権の取得及び移転は、アンゴラ共和国の法令により同国の国民にのみ認められる。 2 都市部の土地の所有権は、アンゴラ共和国の国民にのみ移転することができる。	3 国家開発事業体の関連企業、リスク・サービス契約を有する団体及び石油事業の運営においてこれらの企業又は団体と協力する団体は、国家開発事業体が承認した一覧表に含まれる物品及びサービスを取得するためには、アンゴラ共和国の企業と契約しなければならない。 4 石油及びガス分野の営利企業は、アンゴラ共和国内で生産される原料、設備、機器及び消費材並びに提供されるサービスが輸入される物品及びサービスと比較して同一の品質である場合には、同国内で生産される物品及び提供されるサービスを購入しなければならない。

八	
小分野 産業分類 関連する義務 措置	小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要
港灣運輸サービス CAERev・二 H五二二二 水運の補助的な業務 CAERev・二 H五二二九 貨物利用運送業及び通関その他の運輸支援業務 内国民待遇（第二条） 二千二十二年九月十三日の法律第三十四号によって改正された商船、港灣及び関連する業務に関	CAERev・二 A〇三一一一 海面漁業 CAERev・二 A〇三一二 内水面漁業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 水生生物資源に関する法律（二千四年十月八日の法律第六一A号）第三十一条及び第三十二条 1 外国人及び外国法人は、アンゴラ共和国において伝統的漁業を行うことを認められない。 2 アンゴラ共和国の領海における漁業権は、同国の国民及び法人並びに南部アフリカ開発共同 体構成国の国民及び法人（相互主義に基づく場合に限る。）にのみ与えられる。 3 アンゴラ共和国が国際法に基づいて管轄権を行使する内水及び国際河川における漁業権は、 同国の国民及び法人にのみ与えられる。 4 アンゴラ共和国の排他的経済水域における漁業権は、同国の国民又は法人と協働する外国人 及び外国法人に与えられる。

九	
分野 小分野 産業分類	概要
航空運送サービス C A E R e v . 二 H 五 一 一 〇 航空旅客運送業	<p>する法律（二十十二年八月二十八日の法律第二十七号）第百十六条及び第百十七条</p> <p>次の業務を含む港湾及び港湾物流管理に関する業務（港湾で行われる他の補助的及び補完的な業務を含む。）は、関係法令の適用を妨げることなく、できる限りアンゴラ共和国の国民又は法人によって行われる。</p> <p>(a) 貨物の積込み及び取卸し</p> <p>(b) 貨物の転載、取扱い及び保管</p> <p>(c) 水先</p> <p>(d) 引き船</p> <p>(e) びよう泊</p> <p>(f) ごみ収集</p> <p>(g) スポーツ及びレジャーボート用の基盤整備</p> <p>(h) 漁港の整備</p> <p>(i) 石油業を補助するための係留施設の整備</p> <p>(j) ドライポートの整備</p> <p>(k) 旅客運送</p> <p>(l) 船舶への給水</p>

	概要	措置
	<p>関連する義務</p>	<p>C A E R e v . 2 H 五 一 二 〇 航空貨物運送業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 二千十九年十二月三十日の大統領令第三百六十四号によって改正された航空運送業への参入及びその実施に関する規則（二千十六年十月三十一日の大統領令第二百十七号）第十一条、第十三条及び第二十八条</p> <p>1 定期又は不定期の国内航空運送サービスは、航空業運営資格を有するアンゴラ共和国の法人のみが行うことができる。</p> <p>2 アンゴラ共和国において国内航空運送サービスを行う同国の法人は、その本部を同国内に設置しなければならない。</p> <p>3 アンゴラ共和国の国民又は法人のみが乗務員免許及び航空業運営資格を有することができる。適格な同国の乗務員がいない例外的な場合には、同国の労働法令に従って外国人の乗務員の受入れが認められる。</p> <p>4 航空業運営資格を有するアンゴラ共和国の法人の技術職員並びに整備及び運営のための職員に占める同国の国民の割合は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 運営一年目においては、六十五パーセント以上</p> <p>(b) 運営二年目以降においては、九十パーセント以上</p> <p>5 状況により正当と認められる場合には、航空当局は、一年を超えない期間の間、4に規定する割合と異なる割合を設定することができる。</p>

附属書Ⅱ 第七条2に規定する適合しない措置

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動について、第七条2の規定に従って記載するものである。

- (a) 第二条（内国民待遇）
- (b) 第三条（最恵国待遇）
- (c) 第六条（特定措置の履行要求の禁止）

注釈 日本国の表の留保事項には、第十六条の規定に基づいて同国がとる措置を含むことがある。

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって、国内

産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて、第七条2の規定に従つて、留保事項に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。

(e) 概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動の範囲又は性質を記載する。

(f) 現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用のある現行の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を、透明性の観点から明示する。

3 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」の事項は、他の全ての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、

(a) 「J S I C」とは、日本国総務省が作成し、二十十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

(b) 「C A E | R e v . 二」とは、アンゴラ共和国国家統計評議会が二十十四年七月十四日に作成したア

ンゴラ共和国の経済活動の分類をいう。

(c) 「CPC」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

日本国の表

一	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	全ての分野
		<p>内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。</p> <p>(a) アンゴラ共和国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。</p> <p>(b) アンゴラ共和国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。</p> <p>(c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。</p>

三	二	
分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	現行の措置 概要 関連する義務	現行の措置
全ての分野 最恵国待遇（第三条） 日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に關係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空	全ての分野 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、日本国における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	

五	四	
概要 分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要 現行の措置	現行の措置
<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>1 日本国は、この協定の効力発生の日の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し</p>	<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）</p> <p>補助金については、アンゴラ共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。</p>	<p>(b) 漁業 (c) 海事（海難救助を含む。）</p>

六	
分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	現行の措置
全ての分野 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国において投資を行おうとする外国投資家について適用する。ただし、次のいずれかの場合に限る。 (a) 外国投資家が行おうとする投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがある場合 (b) 外国投資家が、日本国が経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約第二条bの規定に基づき留保を付しているものに含まれる業種に対して投資を行おうとする場合 注 この留保事項の適用上、「経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約」とは、千九百六十一年十二月十二日に経済協力開発機構理事会によって採択された資本移	得た産業以外の産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 この協定の効力発生の日にJ S I C又はC P Cにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されている産業は、同日に日本国政府が認識し得たものとする。 3 日本国は、この協定の効力発生の日には技術的に投資が可能でなかった産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

八	七	
概要 関連する義務 産業分類 小分野	概要 現行の措置 関連する義務 産業分類 小分野	現行の措置
武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条	動の自由化に関する規約（その改正又は修正を含む。）をいう。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第二十八条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第四条

	九
<p>現行の措置</p>	<p>分野 小分野 産業分類</p>
<p>保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条</p>	<p>教育及び学習支援業 初等及び中等教育サービス J S I C 八一― 幼稚園 J S I C 八一― 小学校 J S I C 八一三 中学校 J S I C 八一四 高等学校、中等教育学校 J S I C 八一五 特別支援学校 J S I C 八一九 幼保連携型認定こども園 内国民待遇（第二条） 日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）</p>

十	十一
分野 小分野 産業分類 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類
エネルギー産業 電気業 ガス業 原子力産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、「小分野」の事項に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条	漁業 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 J S I C 〇三一 海面漁業 J S I C 〇三二 内水面漁業 J S I C 〇四一 海面養殖業 J S I C 〇四二 内水面養殖業 J S I C 八〇九三 遊漁船業

十二		
	<p>関連する義務</p> <p>概要</p>	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。</p> <p>(a) 水産資源の採取を伴わない調査</p> <p>(b) 集魚</p> <p>(c) 漁獲物の保蔵及び加工</p> <p>(d) 漁獲物及びその製品の輸送</p> <p>(e) 漁業に使用される他の船舶への補給</p> <p>外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条</p> <p>排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条</p>
十二	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p>	<p>情報通信業</p> <p>放送業</p> <p>J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所</p> <p>J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。）</p>

		<p>十三</p> <p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>関連する義務</p> <p>概要</p> <p>現行の措置</p> <p>J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八三 有線放送業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章</p> <p>放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五章及び第八章</p>
	<p>十四</p> <p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>関連する義務</p>	<p>土地取引に関する事項</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条</p> <p>法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス</p> <p>内国民待遇（第二条）</p>

十五	
<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要</p>	<p>概要 現行の措置</p>
<p>運輸業 航空運輸業</p> <p>内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。</p>	<p>最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>
現行の措置	現行の措置

アンゴラ共和国の表

一	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要</p>	<p>武器産業</p> <p>CAERev・二 C二五二〇 武器及び弾薬の製造業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>アンゴラ共和国は、同国における武器の流通及び商業化への投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七</p>
二	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要</p>	<p>基礎的な衛生サービス</p> <p>基礎的な下水サービスの整備業</p> <p>公共廃棄物施設からの固形廃棄物の管理業及び回収業</p> <p>CAERev・二 E三七〇〇 廃水の回収、排水及び処理</p> <p>CAERev・二 E三八 廃棄物の収集及び処理、原料の再利用</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>アンゴラ共和国は、同国における基礎的な下水サービスの整備並びに公共廃棄物施設からの固形廃棄物の管理及び回収への投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留</p>

	三	四
<p>現行の措置</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要</p>
<p>保する。 経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七</p>	<p>配水業 表流水の取水業及び処理業並びに配水業 CAERev・二 E三六〇〇 取水業、処理業及び配水業 内国民待遇（第二条） アンゴラ共和国は、同国における上水道業への投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七</p>	<p>郵便サービス CAERev・二 H五三一〇 国营郵便局業 内国民待遇（第二条） アンゴラ共和国は、同国における郵便サービスへの投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七</p>

六	五	
分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	
石油及びガス分野 CAE Rev・二 B〇六一〇 原油採掘業 CAE Rev・二 B〇六二〇 天然ガス採掘業 内国民待遇（第二条） アンゴラ共和国は、同国における石油及びガスの採掘への投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	電気通信業 CAE Rev・二 J六一一〇 有線電気通信業 CAE Rev・二 J六一二〇 無線電気通信業 CAE Rev・二 J六一三〇 衛星電気通信業 内国民待遇（第二条） アンゴラ共和国は、同国における電気通信サービスへの投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七条	条

	七	八
<p>現行の措置</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要</p>
<p>経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七条</p>	<p>電力業 一般消費用の発電業、送電業及び配電業 CAERev・二 Dp三五〇 発電業、送電業及び配電業 内国民待遇（第二条） アンゴラ共和国は、同国における一般消費用の発電業、送電業及び配電業への投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七条</p>	<p>観光業 歴史的及び文化的遺産として分類される基盤の管理 CAERev・二 N七九一二 旅行業 内国民待遇（第二条） アンゴラ共和国は、同国における歴史的及び文化的遺産として分類される基盤の管理に係る旅行業への投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七条</p>

十	九
<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置</p>
<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）</p> <p>補助金については、日本国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。</p>	<p>鉄道業 都市間鉄道旅客運送業 鉄道貨物運送業</p> <p>C A E R e v . 二 H 四 九 一 鉄道業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>アンゴラ共和国は、同国における都市間鉄道旅客運送業及び鉄道貨物運送業への投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七条</p>